Title	北大法学部におけるカリキュラム改革とその効果について(二・完)
Author(s)	伊藤, 大一
Citation	北大法学論集, 25(2), 101-122
Issue Date	1974-10-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16173
Туре	bulletin (article)
File Information	25(2)_p101-122.pdf



Instructions for use

# 北大法学部におけるカリキュラム改革と、

## その効果について (二・完)

— 三 二四卷三号所収

藤 大

伊

四

以上がカリキュラム改革の意図でありますが、では、これらの

いったでしょうか。この点を実証的に検討してみることは、改革 意図は、現実のカリキュラム改革を通じて、どこまで実現されて

北法25(2•101)267

果を測定することになるわけであります。もっとも、実証的にと 当時私どもが心に抱いていた教育理念との関連で、この改革の効

て教育現象のうえに生じた有意味な変化を把握するのに十分なデ いう学問的用具の使用に限界があるうえに――改革の前後を通じ いっても――もともと、社会現象の説明にあたって、因果帰属と

資

象に関係のある行動記録を調べ上げ、分析可能なデータの形で保るためには、なによりもまず、学生の一人一人について、教育現ータが揃っているわけではありません。この変化を十分に把握す

演習の履修状況および成績評価の推移を表わす統計のうちに、状筋で、(1)演習および成績評価に関する意識調査のうちに、この問かに、(1)演習および成績評価に関する意識調査のうちに、この問かに、(1)演習および成績評価に関する意識調査のうちに、この問かに、(1)演習および成績評価に関する意識調査のうちに、この問題と正面からなど、(1)演習および成績評価の推移を表わす統計のうちに、との問題との問題と正面からなど、(1)演習および成績評価の推移を表わす統計のうちに、状態との方式という意図について、(1)

のようにして決めるかについて、いろいろな考え方があります。それによると、⑴、まず、「展開すべき演習およびその内容をど況証拠的なものが含まれている事実を挙げうるのみであります。

学年を対象とする演習についても、少なくとも第一義的には、学をする演習については、学部(教官)が責任をもって、その科目に実施したアンケート調査における質問項目Ⅲ—5)という質問に実施したアンケート調査における質問項目Ⅲ—5)という質問生の意向は尊重すべきだとしても、学生は未だ十分な学問的判断生の意向は尊重すべきだとしても、学生は未だ十分な学問的判断生の意向は尊重すべきだとしても、学生は未だ十分な学問的判断生の意向は尊重すべきだとしても、少なくとも第一条にいていて、いろいろな考え方があります。のようにして決めるかについて、いろいろな考え方があります。

結果が現われて参ります。たとえば、二年目後期の学生についてお果が示されています。もっとも、この数字は二年目後期の学生がら四年目学生(および留年学生)までをコミにした数字でありから四年目学生(および留年学生)までをコミにした数字でありまして、関答の内訳を学年別に集計し直してみますと、また別の部(教官)が責任をもって、その科目および内容を決定すべきで

みると、(1)、(1)、(1)の割合は、それぞれ、一八・八%、六五・六%、

常時(毎週あるいは隔週ぐらいに)リポートを提出し、それに基

っていますが、このやり方を改め、平常点方式、すなわち学生が

いて行われるようにすべきだ、という意見があります。これにつ

○%もの学生が「もっと厳しくすべきだ」と答えたという事実は くなってきたというのが実情であるからです。にもかかわらず、二 後、すくなくとも全体としてみるかぎり、成績評価はかなり厳し

ことは、明らかな事実なのであります。 よびその内容」の決定にさいし、なんらかの形において、学生の た学生についてみても、なお大多数の者が、「展開すべき演 習 お ましょう。しかし、こうして「現実主義的」に考えるようになっ のに変っていく傾向を示すものというように解釈することもでき 意向が反映されるようになっていることが望ましいと考えている 進行にともなって、「観念的」なものからより「現実主義的」なも 合であります。この事実は、学生の受講に対する考え方が、学年 九・三%、 六八・五%、 二〇・四%の割合になっているといった具 一二・五%となっていますが、四年目学生の場合には、それぞれ、 また、同じく、「現在成績評価は各学期末に実施される試験(また

は、各学期末に提出されるリポート)に基いて行われることにな 官は――いわばそれとひき換えに ――成績評価を厳しくするとい ぜなら、既に触れましたように、カリキュラム改革、とくに卒業 でよい」と答えた者三六・一%)をわずかながら上廻っていたと と綴くすべきだ」と答えた者一七・五%(他に、回「現状のまま 二〇・五%の者がゆ「もっと厳しくすべきだ」と答え、心「もっ の基準につき、学生側の意見を求めたところ(同質問項目11-2)、 うに解釈することもできましょう。なお、これに関連して、合格(5) う申し合わせを行い、実際また、すぐ後に述べるように、<br />
改革以 に必要な総単位数の減少と必修制の「廃止」にさいし、私ども教 いう結果が報告されていますが、この事実は注目に値します。な(6)

ば、この結果は受講における自主性の高まりを示す兆侯というよ

の負担増を意味するものと理解されている点を思いあわせるなら

答えています。一般に、リポート=平常点方式が受講における学生 対し、四一・〇%の者が心「リポート=平常点方式にすべきだ」と についてみると、⑵「現状のままでよい」と答えた者四八•二%に いて、あなたはどう考えますか」(同質問項目N―3)という質問

北法25(2•103)269

も一部の学生のあいだに、安易な受講を改め、厳しい態度で講義 るとともに――これらついてこれる者を中心として、すくなくと とついてこれない者との分化が生じつつあることを示すものであ おそらく――学生のうちに、現在の法学部教育についてこれる者

資

に臨もうとする風潮が芽生えつつあるということを示すものでも

ると、演習一つを履修した者一三七名に対し、二つを履修した者 ことに気付きます。たとえば、昭和四四年度の卒業生についてみ を境にして、複数の演習を履修する学生が著しくふえてきている 他方、⑵、演習の履修状況に関する統計を調べてみると、改革

度の卒業生になると、演習一つを履修した者一四○名に対し、二 でしか単位として認定されませんでした)。 それが、 昭和四六年 の数は一九名にとどまっていました(この当時は、演習は二つま

す。当時は、大学紛争の影響で、留年者が多く、これらの者が二 つ以上の演習を履修する傾向にあったという特殊事情はあるにし つ以上を履修した者の数はじつに七七名の多きに違しているので

リポートを提出し、みずから報告の義務を負うといった余分の負 なく、通常の講義の場合と異り、一般に演習に参加する学生には

していたという事実は、やはり、印象的であります。いうまでも ても、四年目学生の三分の一以上が二つないし三つの演習を履修

くに、他方で、卒業に必要な総単位数は減少したという事実があ に重ねて参加する者の範囲が拡大しつつあるという事実は ――と 担が課せられる仕組になっています。にもかかわらず、この演習

> 証拠というように解釈して差し支えないでしょう。もっとも、こ 学生に関するかぎり、受講における自主性が高まってきたことの ることを思いあわせるとき――すくなくともこの三分の一以上の 北法25(2•104)270

むようにするためのたんなる「単位稼ぎ」――この概念自体はな ところにあるというより、むしろ必修的な科目を履修しないです のように二つ以上の演習を履修する目的が、法学的素養を深める

を仔細に検討してみると、そうした「単位稼ぎ」は――皆無では れども、それぞれの学生が実際に履修した二つ以上の演習の内訳 はだプロブレマティックであることは、前に述べたところですが(®) ―にあるということにでもなると、話はまた別になります。け

はないことが判明したのであります。 ケースは、まず八分の一、多く見積っても二〇%を越えるもので る調査を試みたところ、「単位稼ぎ」として解釈されうるよう な す。たとえば、昭和四六年度の卒業生について、標本抽出法によ ないにしても―― 決して一般的ではないということが わかりま

改革を境にして、評価の基準がかなり厳しくなっているらしいと いうことに気付きます。たとえば、それぞれの科目によって事情 また、同じく、成績評価の推移を表わす統計を調べてみると、

は若干異りますけれども、科目全体を通して眺めてみますと、昭

れが、昭和四六年度中に実施された試験になると、それぞれ、二二%、四五・八%、一〇・八%、五・二%を占めていました。そ合格)と評価された者の割合は、それぞれ、受験者全体の三八・

和四四年度中に実施された試験において、優、

良

可、不可 (不

て「三倍以上にはね上っているのです。けれども、この変化は ――た(二) ています。つまり、不合格と評価された者の割合は、この間に、・ 四・一%、四四・八%、一四・九%、一六・二%を占めるに至っ

改善後の成績評価はもっと厳しくなる――つまり、不合格者の割合が革とし合わせていたのでありまして、もし他の条件が等しければ、东とし合わせていたのでありません。というのは、右に触れましたように、果業なものではありません。というのは、右に触れましたように、果業なものではありますけれども――私共が予想していたほど顕っていたに顕著ではありますけれども――私共が予想していたほど顕っていたに顕著ではありますけれども――私共が予想していたほど顕っていた。

つまり、平均して、学生が以前よりも「よく勉強する」ようになる。とどまっていました。これは、一つには、他の条件が変った ――は、右のように、不合格者の割合は受験者全体の六分の一以下によっもっとふえる ――ものと予想されていたからであります。実際に

同時にまた、そのような措置を講ずることにより、学 生 と し てを清算するというところにあったわけでありますが、そのさい、

たように、学生に対するそれまでのパターナリスティックな配慮

しかし、それだけで受講における自主性を高めるのに十分であるこの期待は、いま申しましたように、ある程度実現されました。だろうという期待がこめられていたことも事実なのであります。も、必要に迫られて、それまでより「よく勉強する」ようになる

要であります。そこで、私どもは、評価基準の厳格化と並んで、しても、授講にさいしてよりきめの細かい配慮を加えることが必

と考えることは、安易にすぎるでしょう。そのためには、教官と

伝、つまり教官の純粋に個人的な努力に委ねられており、その各わせたものでした。ただ、この面は、いままでのところ、なお秘同時に、そうした点で糸後創意工夫をこらしていくことを申し合

うことは、残念ながら、できかねるのであります。(ヒンかい配慮の内容について、まとまった形でご紹介申し上げるといかい配慮の内容について、まとまった形でご紹介申し上げるとい

かいったところまではいっておりません。したがって、きめの細々について、情報を交換し合うとか、公開の場で論議を交えると

――科目の選択における自主性が高められたかどうかという問題次に ――同じく勉学における学生の自主性を測る尺 度 と し て

どもがそのような申し合わせを行った趣旨は、はじめに触れまし

なお、この評価基準の問題に関連して一言申し添えますと、

私

った ――ことに因るものであろうと推測されるのであります。

北法25(2・105)271

資

<第四表> 科目履修率の変化

平均服修率   平均服修率   ② - 〇 (%) (%) (%) (9 (%) (%) (9 (%) (%) (9 (%) (%) (9 (%) (	5 1 3 6 5 4
料 日   平均服修率   平均履修率   ② - 〇 (%)   (%)   (9	5 1 3 6 5 4
(%) (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%) (%)	5 1 3 6 5 4
<ul> <li>法 は 100.0 100.0 ± 0</li> <li>行 政 法 I 99.1 90.6 -8.</li> <li>『 II 76.7 37.6 -39.</li> <li>国 際 法 I 87.9 77.6 -10.</li> <li>『 II 42.2 17.6 -24.</li> <li>民 法 I 100.0 96.5 -3.</li> <li>『 II 91.4 88.2 -3.</li> <li>『 III 87.9 77.6 -10.</li> </ul>	5 1 3 6 4
行 政 法 I 99.1 90.6 - 8.  " II 76.7 37.6 - 39. 国際 法 I 87.9 77.6 - 10.  " II 42.2 17.6 - 24. 民 法 I 100.0 96.5 - 3.  " II 91.4 88.2 - 3.  " II 87.9 77.6 - 10.	1 3 6 5
#     II     76.7     37.6     -39.       国際法I     87.9     77.6     -10.       #     II     42.2     17.6     -24.       民法I     100.0     96.5     -3.       #     II     91.4     88.2     -3.       #     II     87.9     77.6     -10.	1 3 6 5
国際法I     87.9     77.6     -10.       "II     42.2     17.6     -24.       民法I     100.0     96.5     -3.       "II     91.4     88.2     -3.       "III     87.9     77.6     -10.	3 6 5 4
"     II     42.2     17.6     -24.       民 法 I     100.0     96.5     -3.       " II     91.4     88.2     -3.       " III     87.9     77.6     -10.	6 5 4
民 法 I     100.0     96.5     -3.       " II     91.4     88.2     -3.       " III     87.9     77.6     -10.	5 4
"     II     91.4     88.2     -3.       "     II     87.9     77.6     -10.	4
// Ⅲ 87.9 77.6 −10.	
	2
// N 87.9 50.6 −37.	
" V 20.7 21.2 + 0.	
商 法 I   94.8   84.7   -10.	- 1
// II 91.4 69.4 -22.	
" III 31.0 7.1 −23.	- 1
国際私法 7.8 3.5 - 4.	- 1
民事訴訟法 I 83.6 54.1 -29.	- 1
" I 13.8 5.9 - 7.	- 1
労 働 法	
経済法  44.0  22.4  -21.	- 1
刑 法 [ 94.8 98.8 + 4.	
<i>"</i> ■ 90.5 89.4 - 1.	
刑事訴訟法 85.3 54.1 -31.	
刑事学、刑事政策 20.7 2.4 -18.	
比較法I  42.2 7.1 -35.	
" I 15.5 0 −15.	- 1
" Ⅲ 0.9 0 − 0.	
法 史 学 I   6.0   24.7   +18.	
" II 1.7 2.4 + 0.	
// III   1.7   4.7   + 3.	
政 治 学 89.7 75.3 -14.	4
行 政 学 55.2 40.0 -15.	2
国際政治 44.0 24.7 -19.	3
政治史I 90.5 74.1 -35.	
" I 17.2 5.9 -11.	3
政治思想史 1 44.0 50.6 + 6.	6
" II 12.9 ± 0	ı
(全科目平均) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	6

備考;標本抽出調査に依る。 標本数=201

てくれるデータということになりましょう。ただ、前にも申しま びつけ、具体的にその意味を解読するにあたっては、対立する二 前後を通ずるその変化――に関する統計が、一応、 があります。そしてこれに対しては、科目の履修状況-したように、この統計面に表われた変化を自主性という問題に結 正面から答え -改革の すすんで履修しようとすることのうちにあるとする「伝統的」で、 の選択における自主性とは、具体的には、それら必修的な科目を 教育の中核を形づくっているような科目 ---いわば必修的な科目 つの立場があります。法学部で展開される科目のうちには、 ---が若干数含まれているということを前提にしたうえで、

17 ば、伝統的に必修科目とされていなかったような科目をもすすん tç リアンな立場とが、それであります。そのいずれをとるかによっ で履修することのうちにある――とする「革新的」で、エピキュ 言葉の素直な意味での自主性を指す――具体的には、 たとえ

認識をふまえたうえで、科目の選択における自主性とは、 どもがその内訳を一義的に確定することは困難である ―― という 修的な科目などというものはない ――たとえ、あるにしても、

無限定

私

ストイックな立場と、逆に、そうした前提を覆えし、そもそも必

がら、統計的な事実をみていくことに致します。 ん。そこで、以下においては、便宜上、「伝統的」な立場に拠りな るようになるということは、あらためて指摘するまでもありませ

同じ統計的な事実がまったく別様に評価され、意味づけられ

まず、法学部で常設的に開講されている科目の履修状況に、

統

計上、どのような変化がみられたかという点でありますが、標本 抽出法を用いて調査した結果によりますと(<第四表>参照)、 前にも申しましたように――卒業に必要な総単位数が(ほ) 第

体として、一・六%にとどまっているということがわかります。

つまり、学生は平均して約六%、単位数にして約五単位分だけ必

七・四%減少しているにもかかわらず、科目履修の減少率は、

全

野 ――すなわち、商事、銀行、保険、証券、各種メーカー、ジャー も平均的な学生であるとは申せません。この標本は一定の職業分 ます。もっとも、この場合、標本として抽出された学生は必ずし ナリズム、公社および公団、国家および地方行政機関、 教職(大

要最少限度を上廻って科目を履修していることになるわけであり

学院を含む)、 法曹―― に職を得た学生のなかから、 それぞれ五

名以内を抽出してつくり出されたものであり、全体として「成績 ならした場合の減少率であり、個々の科目についてみると、その の良い」学生が多く含まれていると思われるからであります。 ただ、それにしても、この一一・六%という数字は科目全体を

減少率には若干のバラッキがあることが認められます。そこで、

的に増大している科目(履修増の科目)との区別があるというこ と、それを下廻る減少率を示している科目、つまり履修率が相対 少率を上廻る減少率を示している科目(いわば、履修減の科目) ---第二に--- 法学部で展開されている科目のうちには、平均減

民事訴訟第一部、経済法、 **法第二部、** とがわかって参ります。履修滅の科目としては、たとえば、 国際法第二部、 刑事訴訟法、比較法第一部、 民法第四部、商法第二部、商法第三部 政治学

行政学、政治史第一部などがあります。このうちでも、とくに印

北法25(2•107)273

↑ 象的なのは、民事訴訟法第一部(二九・五%)、刑事訴訟法(三一

・一%)といった手続法関係の科目の減少率が著しいということ

ます。そして、その原因が、手続法関係の科目は技術性が強く、せるならば、ここにはいささか考えさせられるものが含まれていためには手続法に関する知識が不可欠であるという点を思いあわ資。です。法現象を生きたものとして、リアリスティックに理解する

治学についてもいえます。つまり、それは法現象をより深く理解われというように解釈することもできましょう。同じことは、政あったとすれば、それは科目の選択におけるイージーな態度の現その講義内容が――学生の眼から見て――ダルであるという点に

という点にあったとすれば、それは同じく科目の選択におけるイく、その講義内容が ――同じく学生の眼からみて――ダルである修率低下(一四・四%)の原因が、また別の意味で、技術性が強するうえでも有用な科目であると考えられておりますが、その履するうえでも有用な科目であると考えられておりますが、その履

部、民法第一部、民法第二部、労働法、刑法第一部、刑法第二部、これに対し、他方、履修増の科目としては、憲法、行政法第一

ります。

ージーな態度の現われというように解釈することもできるのであ

法史学第一部、政治思想史第一部、政治思想史第二部などが挙げ

そこで、これと並んで、国際法第一部、民法第三部、商法第一部な科目とみさなれてきた諸科目が、ほとんど、含まれています。られます。一見して明らかなように、ここには、伝統的に必修的

期待していたストイックな態度、つまり「伝統的」な意味での自されることになるかと思います。これは、学生の側に、私どものない ――相対的にはむしろ増大している ――という結論が描き出修制が「廃止」された後も、必修的な科目の履修率は減少してい

った事実を思いあわせるならば、こと実体法に関するかぎり、必

――それに政治史第二部――の減少率が平均減少率とほぼ等しか

科目の中心を形づくっているという事実からも窺い知ることがでえばそれらが各種の就職試験――とくに公務関係の就職試験――とに実用度の高い科目であるとみることができます。この点は、たて実用度の高い科目であるとみることができます。この点は、たま性が具わっていたことを示す有力な証拠とみることもできまし主性が具わっていたことを示す有力な証拠とみることもできまし

る能動的な職業教育の問題とも関連してくるのですが――そこにます。だとすれば――これはカリキュラム改革の第二の意図であissenschaft〉のカテゴリーに属するということになるわけでありきましょう(<第五表>参照)。つまり、これらの科目は<Brotw-きましょう(<第五表>参照)。

みられるストイシズムも、必ずしもアカデミックなも ので はな

		(第.	五表	:>	就	\	ā	£ !	験	科	Н	0)	i	<b>司</b>	查		1	974	年2	月記	周					
試験科目 試験 方法 択記述	憲	行	国	民	商	民車	破	玉	刑	刑事	刑	労	政	行	国	外	経	経	経	社	経	財	統	会	社.	心
択記		政	際			民事訴訟	産	際		事訴訟	事	働	治	政	際	交	済	済	済	会	済	政	åþ.	<u>ā</u> +	会	理
試験名	法	法	法	法	法	訟法	法	私法	法	訟法	政策	法	学	学	関係	史	学	学史	政策	政策	史	学			-	-
司法試験 〈2次〉短答式		1 125	123	0	124	O	123	124		14	JAC 1	142	盂	<u> </u>			1-7-		1 1972	収	文	·子	学	学	学	学
					0				ŏ	8																
篇文章 選択 選択		0	$ \circ $	0		$\circ$	$\cup$			$\circ$		0										0		0		
国家公務員上級  ■	Q	ĬŽ		Q	0			· · · · ·	0		i—	Ō		i			ŏ					ŏ				$\cup$
国家公務員上級●		<u>10</u>		8		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>						_	_	<u>                                      </u>	!							
〈行政〉●	18			O									X	8	$ \circ $		18			8		$\circ$				
外務公務員上級 □ 述	8	0	8	0				-								0	8		0			0			ĺ	
裁判所職員上級 〈裁判所事務官〉	0			0		0		i	0	0											_					
国税専門官●	Q	10	ΙÏ	0	0			<u> </u>	' <u>-</u> '		<u> </u>	·	Ö			-	8					0			O	
北海道庁		1						<u>.                                    </u>	ļ		·		- 											Ŏ	<u>Ŏ</u>	
〈法律〉│●	18	18		8					$\cup$				$\circ$	$\circ$			0							ļi		
札幌市役所 ⟨一般事務⟩ ●	0	0		0					_				0				0			0					0	
東京都庁	0	io	İ	$\circ$				¦	, 				$\hat{\Box}$	0			0	0				$\bigcap$	'		0	-
(事務) ●	Q	10		8					·			0														
神奈川県庁 〈行政〉	18	18		8	0				0			0	8	0			8		0	0		9				
大阪府庁 〈行政〉	ŏ	ΙŎ	, 1	ŎI			<u> </u>	<u>.</u>				-	<u>Q</u> .			-	ŏ			<u></u>		Si		-		
京都府庁〈行政〉●		ίÕ	1	Ŏ	01				Ō			Ō	0		i		$\bigcirc$				i	Ŏ	- 1		i	
青森県庁〈法律・行政〉●	0	10		0	0				10			0	0	0			00			0		Ŏĺ	0	i	- 1	
岩手県庁 〈行政〉●●	0	ĪŌ		0				<u> </u>					0	0						0		O				
仙台市役所 〈行政〉●	0	10		0								Ĺ	0	0	0		0	1	0	0		0			į	
大阪市役所 〈事務〉	<u> 10</u>	10	1 1	0										1	"				l			O		1		

く、むしろプラグマティックな性格を帯びたものであるというこ

とになりましょう。

資

は、学生の科目履修が組織的・方法的に行われているかどうかと 多少とも参考になると思われる資料が、若干あります。その一つ いらことであります。もし、学生のストイシズムがアカデミック 果して、そのいずれであるのか――この点を確かめるうえで、

用的な科目の他に、「とりやすい科目」をとるという非組織的・非 れがプラグマティックなものであるならば、その科月履修は、実 織的・方法的なものになるはずであります。これに対し、逆にこ 手引き」とそれを具体化した授業時間割に従って、おのずから組

なものであるならば、その科目履修は、学部で作成した「履修の

では、労働法を履修しようとする者は、順序として、民法第一部、 は、さしあたり労働法という実用度の高い科目を基準にして、科 方法的なものになるでしょう。このような想定のもとに、私ども 目履修がどのようにして行われているかを調べてみました。学部

の動機がアカデミックなものであるならば、おそらく学生は、機 れる学生の数は激増しました。問題は、これらの学生が、その後、 ずれにせよ、改革以後、必修的な科目について、不合格と判定さ

働法履修者の七○%が予め民法第一部、第二部、第三部および民

は、この方針が必修制という強制で裏打ちされていたために、労

第二部、第三部および民事訴訟法第一部を履修しておくよう指導

しています。そして、改革以前、たとえば昭和四四年度において

%という数字をどう解釈するかは難しい問題でありますが、とに いら勘定になります。総単位数の減少との関係もあり、この一○ ィックな関心から労働法を履修する学生が約一○%ほどふえたと なると、その比率が六○%に落ちています。つまり、プラグマテ 事訴訟法第一部を履修していました。ところが、昭和四七年度に

かく、これは一つの興味あるデータであると申せましょう。

が、その後どうしたかという点についての統計であります。改革 いま一つは、必修的な科目について一旦不合格と判定された者

を境にして、以後成績評価の基準が厳しくなったということは、

すでに申しました。そして、この傾向は、必修的な科目の場合、

とくに顕著に現われています。これは、一つには、改革以前、つ

まり必修的な科目が必修科目であった時代には――教官のパター

ことがいささか憚られていたという事情に因るものでしょう。い ナリズムと相俟って――これらの科目について不合格と判定する

会を求めて、もう一度その科目に挑戦しようと試みることになる

得ることは、学生がみずか 試験において合格の判定を でしょう。 その動機がプラグマティッ らです。これに対し、もし、 であると考えられているか らの学力を測る最良の手段 れることになります。した がって、学生としても、厄 聴講することで十分達せら 目を選択した目的は講義を クなものであるならば、 などという気はあまり起こ ずからの学力を確かめよう 介な科目に再度挑戦してみ もは、若干の必修的な科目 さなくなるでしょう。この ような想定のもとに、私ど 現在のところ、

### <第六表> 不合格者の追跡調査

### <調査対象> 昭和47年度卒業生 141名

調査を試みてみました。その結果は、<第六表>に見られるとお

教	科	4	 S	1回目で不合格と判定された者の数	追試験 は受けた の数	を者	再度不合格 と判定され た者の数	再度追試 験を受け た者の数	格と判定さ	最終的に 履習でき た者の数
民		法	I	3 6	3	1	6	3	2	26
民		法	$\blacksquare$	5 6	3	0	2 1	1	0	10
行	政	法	I	1 9	1	4	3	3	1	12
民		訴	I	1 2		3	3	<u> </u>		0
刑		法	I	2 4	2	3	2	; 1	0	2 2
国	際	法	I	3 3	2	8	1 1	i -	_	17

ょ う。(i9 りです。ここから明らかなように、一度「不合格」と判定された 法についても、たとえば民法第一部の場合には、八六・一%の学 みる学生が少ないということになるでしょうが、しかし同じ実体 実体法の場合と比べて、手続法の場合には、再度挑戦しようと試 ます。すなわち、一般的にいえば――当然予想されるように 後の学生の行動記録には、科目により、かなりのバラツキがあり 後の就職先のいかんにかかわりなく、一括して分析の対象に据え 確な結論を抽き出すということは、困難だということになりまし されているのです。だとすれば、この統計からなにか一義的に明 三・六%、一七・九%と著しく低くなっているといった結果が示 いるのに対し、民法第三部の場合には、その割合が、それぞれ五 生が再度挑戦し、最終的には七二・二%のものが単位を取得して てきました。これらの学生―― それぞれ「然るべき処」に職を得 ということは、すでに述べたとおりです。けれども、もう一歩踏 ている――が、学業成績の点で、学生全体の平均を上廻っている ところで、これまで、標本として抽出された学生を、その卒業

み込んで調べてみると、同じく上廻っているといっても、その上ということは、すでに述べたとおりです。けれども、もう一歩踏

について、不合格者の追跡

団

ん

国家および地方行政機関、教職、法曹に職を得た学生(Aグつまり、ある種の分野、具体的にいうと、銀行、公社および公

就職先の各分野について、必ずしも一様で あり

ませ

料

廻り方は、

範層と一般層とに分け、その各々について、主要科月に関する科 そこで、この点に着目して、標本として抽出された学生全体を模 それ以外の学生(Bグループと呼ぶ)に比べて、概して上廻り方 模範層と、どちらかというと必修的な科目を敬遠して、比較的フ に、必修的な科目はきちんと履修する―― また、履修しうる いないのです。しかし、それでも、改革を境にして学生のあいだ 形では示されておりません。いわば稀釈された形でしか現われて で、必修制の「廃止」に伴って生じた変化がそれほどはっきりした 業生から四六年度の卒業生までが一括して処理されて たのが、 目履修の状況を調べてみるとどのような結果が出てくるだろうか た者、いわば法学部における模範層ということになりましょう。 プに属する学生は、学生全体のなかでもとくに学業成績のすぐれ が著しいという特色を示しているのです。だとすれば、Aグル ループと呼ぶ)は ――もちろん個別的な例外はあるにしても ――このような観点に立ってこれまでのデータを整理し直してみ 〈第七表〉であります。この表では、 昭和四二年度の卒 ます

### < 第七表> グループ別科目履修率

科		目	Aグループ	B グループ
憲行国民 商 民労経刑 刑法比政行政政事 事 治	政際	法ⅠⅠⅠⅡⅢⅣⅠⅡⅠ法法ⅠⅡ法ⅠⅠ学学	(%) 100.0 97.2 79.2 100.0 93.4 92.5 82.1 92.5 87.7 82.1 79.2 31.1 95.3 93.4 76.4 16.0 31.1 86.8 50.9 84.9 44.3	(%) 100.0 93.7 77.9 95.8 84.2 74.7 61.1 88.4 75.8 57.9 73.7 37.9 96.8 83.2 69.5 14.7 25.3 84.2 46.3 89.5 51.6

備 考;昭和42年度―46年度卒業生を対象とする標本抽出調査に依る。 標 本 数 A = 106 B = 95

アシネーティングな―― 同時にまた、履修し易い ――科目を履修 は、なんとか読み取ることができるでしょう。なお、学生にとっ しようとする一般層との微妙な分化が生じつつあると い う 事 実 的なメカニズム」――法学部の学生に特有な「固定観念」に基く る、という事実は明らかにされたのですが、これが学生の「内発

す。もしかすると、それは、展開される専門科目の総数の限定、 であれ ――に因るという証明は未だなされていないからでありま(タン) ものであれ、シニア意識の裏返しとしての「義務感」に基くもの

そうだとすると、それはフォーマルな強制に代るインフォーマル の圧力などによってもたらされた結果であるのかもしれません。 履修の手引書および授業時間割による学生の誘導、

就職問題から

三%にとどまっているのに対し、Bグループの場合には、四四・ 際政治の履修率を調べてみると、Aグループの場合には、二八・ っそうはっきりして参ります。たとえば、同じ時期について、国

って展開される科目についての統計をとってみると、この点がい てもっとも履修し易いと思われる科目、すなわち非常勤講師によ

ていたのでしょうか。この点を直接明らかにしてくれるようなデ

ということになってしまうでしょう。この点、実際にはどうなっ

な強制の所産であり、学生の自主性とはなんの関係もない現象だ

ータは、残念ながら、見当りません。ただ、学生のカリキュラム

意識に関するアンケートのなかに、それと若干関連を有するよう

な調査項目が二つほど含まれています。

その一つは、「自由化」された現行カリキュラムに対する 学生

外はすべて選択科目とされていることについてどう考えますか」 の評価を表わす質問項目であります。すなわち、「演習一科 目 以 という質問に対し、「適当」と答えた者が六五・一%あり、現行カ

リキュラムが学生に支持されていることを確認しうるのですが、

止されたが必修的な科目の多くはひき続き選択の対象になってい とは、性急にすぎるでしょう。なぜなら、たしかに、

必修制は廃

二%という高い数値を示していたのでした。 果は、ご覧のように ――とくに学生のうちの模範層を中心として の選択における学生の自主性が高まったという結論を抽き出すこ 思われます。ただ、ここからして、直ちに、改革を境にして科目 もそれに近いだけの選択が行われていた、ということであったと ているかどうかという点を確かめようと試みてきました。その結 修的な科目の選択が学部(教官)の期待していたとおりに行われ ――必ずしも期待どおりとまではいかないにしても、すくなくと 以上、主として科目の履修状況に関する統計に拠りながら、必

北法25(2•113)279

それでも、二三・五%、つまり四分の一近くの学生が「演習以外

資

がわかり、私どもの注目を集めました(他にD・K・およびN・A・ ましょうが、それにしても、この二三・五%という数字は無視し たパターナリスティックな配慮に対する郷愁に根差すものであり にも必修科目を設けるべきである」という意見をもっていること 一一・四%)。これは、一つには、必修制と同時に「廃止」され

す。すなわち、卒業に必要な総単位数は七六単位、科目数に直す 生が科目を選択するさいの「拠り処」に関する質問項目でありま えぬ重みと含みをもっているように思われます。いま一つは、学 って、問題はそこにいら「自分」の存在形態 ――つまり、どのよう ていました(他に、この両者を併せた解答が一一・四%)。したが しくは先輩と相談して選ぶと答えた者一七・五%を大きく上廻っ えて選ぶ」と答えた者が六八・一%で圧倒的多数を占め、 をどのようにして選びますか」という質問に対し、「自分だけで考 と約一九科目ということになりますが、「あなたはこの約一九科目

> といえましょう(<第八表>参照)。もっとも、この事実をどう解 とともに低下する傾向にある事実は、このさい注目に値するもの の学生によって抱かれていること、しかも、その割合が学年進行 の側で積極的にガイダンスを行うべきだ」という考え方がかなり にはありません。ただ、この質問に関連して、今後、「学部(教官) あるかを判断するに必要な材料は、いまのところ、私どもの手許

ガイダ 学 年 は必要 (標本数)えた者 ガイダン は不必要 答えた者 D.K. (%) 12.5 (%) 3.1 (%) 84.4 2 (N=32) (N = 70)74.3 22.8 2.9 4 (N=54) 38.9 55.6 5.5 5,6 (N=10) 80.0 20.0

65.1

学年進行に伴ってイ

ンフォーマルな強制

ガイダンスに関する意識調査

が高まってきたこと ります。単純に学年 釈するかは、また一 か、それとも、逆に、 の証拠とみてよいの 進行に伴って自主性 つの難しい問題であ

31.3

3.6

きはじめたことの証拠とみるべきであるのか、 判断がつきかねる

## <第八表>

平 均

0)

存在と効用に気付

からであります。

ーマルな強制の証拠ともなりうるわけであります。そのいずれで

って、六八・一%という数字は自主性の表現ともなり、インフォ

**うことになります。そのインセンティヴや圧力の具体的内容によ** なインセンティヴないし圧力にさらされているか ――いかんとい

さて、これまで、便宜上、「伝統的」な立場に拠りながら、

科目

北大法学部におけるカリキュラム改革とその効果について (二・完とるく立でして少面履制にでしありにかなっちてれるで修が関あタり

に、制が「発上」された後も、云統的に必修科目とされてきた科目のつ、「必修科目不可知論」に根差す「革新的」な立場というものが、「必修科目不可知論」に根差す「革新的」な立場というものが、「必修科目不可知論」に根差す「革新的」な立場というものが、「必修科目不可知論」に根差す「革新的」な立場というものが、の、「必修科目不可知論」に根差す「革新的」な立場というものが、の、「必修科目不可知論」に根差す「革新的」な立場というものが、の、「必修科目ではありません。いまーは、「が、「発上」された後も、云統的に必修科目とされてきた科目ので、「必修科目とされてきた科目ので、「対域」を表す。

の履修状況に関する統計的なデータを分析、

評価して 参りま

L

履修する学生の数が私どもの予期していたほどにはふえていない

しかし、さきほども触れましたように、これだけが科目の選

本 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ で、行政法第二部、国際法第二部、経済法それに行政学などの滅 で、行政法第二部、国際法第二部、経済法それに行政学などの滅 を ・ 面で、行政法第二部、国際法第二部、経済法それに行政学などの滅 を ・ 個が「廃止」された後も、伝統的に必修科目とされてきた科目の

とになりましょう。そして、この心象は、他方、他学部の科目をして、多分にインター・ディスプリナリな――領域に属する科目して、多分にインター・ディスプリナリな――領域に属する科目して、多分にインター・ディスプリナリな――領域に属する科目して、多分にインター・ディスプリナリな――領域に属する科目して、多分にインター・ディスプリナリな――領域に属する科目して、多分にインター・ディスプリナリな――領域に属する科目して、多分にインター・ディスプリナリな――領域に属する科目

カリキュラム改革の第一の意図である学生の自主性に関する私めと思われるのは、わずかに、法史学、政治思想史――エピキュめと思われるのは、わずかに、法史学、政治思想史――エピキュめと思われるのは、わずかに、法史学、政治思想史――エピキュめと思われるのは、わずかに、法史学、政治思想史――エピキュかながら増加している事実でありましょうか。

いては、私どもは、残念ながら、分析に必要なデータ を 持ち 合すなわち法学教育を能動的な職業教育に近づけるという問題につ

わせておりません。それは、一つには、前にも述べま した よ

に、法学教育の能動化という意図が実現されるかどうかは、

カよりう

どもの分析は以上のとおりであります。これに対し、第二の意図

強いからであります。このような場合、レレヴァントなデータを北宮を含む ――の心構えと実践のいかんによって決まるという面が25(2・115)281 といって決まるというより、む25(2・115)281

資 は、さきほどの、客観的にみて〈Brotwissenschaft〉のカテゴリ けるところでありましょう。この段階で私どもに明ら かなこ と ーに属すると思われる科目――つまり、各種の就職試験科目の中

的に高まっているということ、そこから、「伝統的」な意味での必 心を形づくっているような実用度の高い科目――の履修率が相対 修的な科目――これは、具体的には、実用度の高い科目と重なり

のである「虞れ」が強いということだけであります。もともと、 カリキュラム改革、とくに必修制を「廃止」した狙いの一つは、

デミックなものというより、むしろプラグマティックな性格のも 合っています――の選択に示された学生のストイシズムも、アカ

デミックな純粋性をはっきりさせるという点にありました。それ 法学部における教育を就職問題から一旦切り離し、前 者の アカ

が、たまたま、改革以前における必修科目の多くと重なり合って は就職問題と密接な関連を有する科目――実用度の高い科目―― いたことによります。ところが、現実は私どもに右の「虞れ」を

> ば、改革の結果、法学教育は、全体として、能動化するどころか、 れていた比較的実用度の低い科目 ——訴訟法や政治学など ——ま 合いはますます完全なものとなってしまったのです。 だ とす れ でが切り捨てられ、履修科目と<Brotwissenschaft>との重なり

ります。そして、いまのところ、第二の意図に関して、これ以上 もできましょう。ただ、これはあくまでも可能な一つの解釈であ 題とそれだけダイレクトに結びつくようになった―― とみること 逆に、いちだんと受動性の度合を強めることになった――就職問

り重要だと思われる一つのこと、すなわち、その「予期せざる結 むしろ、私どもとしては、ここで、改革の意図とは別に、かな

のことを申し上げることはできません。

れば意思もない一般層とに分化させるような作用をもっていたと いうことであります。この点は、すでに科目の選択に お ける 自

いてくる意思と能力とを有する模範層と、それだけの能力もなけ ます。それは、約言すると、改革は学生を、現在の法学教育につ 果」<unintended consequence> について触れておきたいと思い

主性の問題に関連して、簡単に紹介をすませておきました。しか

ることができます。すなわち、さきほど、学生を卒業後の職業分 Ļ 同じ傾向は、法学教育の能動化という問題局面からも指摘す

切り離されるどころか、逆に、必修科目のうちに僅かばかり含ま

止」されたことにより、実用的な科目と科目履修との結びつきが

抱かせるものでありました。つまり、制度としての必修制が「廃

た訴訟法、比較法、

政治学、行政学など、法学教育を能動化する

えない科目の幾つかをも―――同じくBグループに属する学生より うえで重要な意味をもっているが、<br />
必ずしも実用的であるとはい

野にしたがってAグループとBグループとに分類しましたが、こ のうち、Aグループを構成している職業分野は、採用にあたり、

すむ学生は、在学中、実用的な科目を選んで履修するようになる っていたでしょうか。<第七表>から明らかなように、これらの という推測が成り立つことになります。では、実際には、どうな 試験を実施することで知られています。そこから、この分野にす 主に実用度の高い科目について、学力テストを含む比較的厳格な

学生はたしかに実用的な科目を――Bグループに属する学生より

も――高い割合で履修しています。しかし、同時に、かれらはま

になるのです。 そこで、もし、この傾向が今後も続くとすれば、私どもは早晩

Bグループの学生から区別されるようになっているということに

なりましょう。つまり、この面からも、学生層の分化が進むこと

は、そもそも大学における法学教育は、学生の一部―― 数的に表 一つの重大な選択を迫られることになりましょう。そ の 選 択 と

現すれば、二〇%から三〇%程度——を占める模範層を主たる対

象として展開されるものであるのか、それとも、それ以外の一般

層に照準を定め、脱落の防止を主眼として展開すべきものである くるであろうということは、改革にさいし、私どもがそれまでの のかということであります。もちろん、このような問題が起って

パターナリズムを清算し、学生を「突き放す」ことを了解し合っ た。あるいは、むしろ、学生を「突き放す」という了解は、すで たときに、うすうすながら、予想されていたところで あり まし

にそれ自体一般層を「切り捨てる」というオルターナ テ 1 ヴ

うとは、<br />
当時、<br />
なんびとも<br />
予想しえなかった、 だ、すくなくとも、問題がこれほどアキュートな形で迫ってこよ 選択としての含みをもっていたというべきでありましょうか。 というのが偽らざ

る真実であります。だとすれば、四五年のカリキュラム改革は

くだけの余裕を持ち合わせているのであり、この点で、その持ち 学生は、たとえわずかではあっても、法学教育を能動化させてい 合わせがなく、就職問題に対しもっぱら受身の立場で臨んでいる

る結果になっています。だとすれば、これらAグループに属する りも、卒業までに、平均して約四単位分だけ余分に単位を取得す のため、Aグループに属する学生は、Bグループに属する学生よ 高い割合で履修していることが明らかにされたのでした。そ

北法25(2•117)283

味していたということになりましょう。 (ユム) 私どもにとって、問題の解決ではなく、むしろそのはじまりを意

1 のであるのか、それとも、改革にもかかわらず起ったもの変化が観察されたとしても、それが改革のゆえに起ったも 能―― であります。 であるのかを判定することは、困難 厳密にいうと、改革を境にして、時系列のうえで、ある ―多くの場合、不可

(2) その調査項目については、本誌二四巻三号、一五〇一一 五三頁を参照のこと。

(3) 学生の履修カードおよび学籍簿など、法学部事務室教務 掛で保管している資料を用いて作成したもの。

4

5

学	年	(a)	(p)	D.K.	N.A.
2		15	11	6	0
3		30	34	6	0
4		. 29	19	4	2
5,	6	6	4	0	0
合	iid.	80 <b>%</b> (48.2)	68 (41.0)	16	2

備考;数字は実数

学 年 (a)

2

3

5,6

(b)

21

42

37

6

106 **%** (63.9)

6

20

5

0

31 (6) (18.7)

備考;数字は実数

(c)

4

7

11

3

25 **%** (15.1)

N.A

1

1

1

1

4

学 年	(a)	(p)	(c)	D.K.	N.A.
2	10	3	4	14	1
3	26	9	20	13	2
4	21	17	5	10	1
5,6	3	5	0	2	0
合 計	60 % (36.1)	34 % (20.5)	29 <b>%</b> (17.5)	39	4

備考;数字は実数

であります。 四巻三号、一五五頁)を前提としてのみ成り立ちうるもの

(9) 昭和四六年度卒業生のうちで演習を二つ以上履修した者

のなかから無作為抽出法によって抽出された二四名につい

て、それぞれ、演習および講義の履修状況を調べ てみる

と、次のようになります。

(8) この概念は、「法学部における支配的な考え方」(本誌二

卒業年度 学年別

備考;数字は実数

履修した演習の数

1.

計

計

	必修	and the trail to	etr xt.	行政	民法	民法	民法	商法	民訴	刑法	miler	政治	行政
	演習名	選択演習名	憲法	I 部	I部	11部	Ⅲ部	1部	I部	1部	刑訴	学	学
1	民 法	法 制 史	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
2	労働法	刑法	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	行政法	労 働 法	0	Δ	0	0	0	0		0		0	0
4	比較法	行 政 学	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
5	商 法	商 法	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
6	商法	労 働 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	民法	労 働 法	0	0	0	0	0	0	·	0		0	0
8	労働法	憲 法	0	0	0					0		0	0
9	行政法	経 済 法	0	0	0	0	0	0		0		0	
10	民 法	商 法	0	0	0	0	0	0	0	0			
11	民 法	行 政 学	0	0	0	0	0	0	Δ	0		0	0
12	政 治 思想史	政治思想史	0	0	0	0	0	0		0		0	0
13	商法	商 法	0	0	0	0	0	0	0	0	ļ 	0	0
14	民法	比 較 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	政 治 思想史	政治史	0	0						0		0	0
16	憲法	憲法	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
17	憲法	憲 法	0		0		0			0		0	
18	民 法	経済 法	0	0	0	0	0	0		0		0	0
19	憲 法	憲 法・憲 法	0	Δ	0			0		0	0	0	
20	政 治 思想史	政治思想史• 政治思想史	0	0	0	0	0	Δ		0		0	
21	民法	商法•比較法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	政治史	行政学・行政学	0	0	0	0	0			0		0	0
23	民 法	政治思想史· 経済法·労働法	0	0	0	0				0	0	0	
24	政 治 思想史	行政学・政治思想史・政治史	0		0					0		0	0

備考;△は不合格と判定されたもの。

関として決まってくるものであり、結果が厳しくなったか はできないからであります。 らといって、直ちに、基準が厳しくなったと推論すること 方における評価の基準と他方における学生の学力との相 「らしい」というのは、 もちろん、 結果としての評価は

17

16

他に、刑事学・刑事政策および国際政治なども履修滅の

て展開されるものであり、当面の分析対象からは外しまし 科目に含まれますが、これらはいずれも非常勤講師によっ

- (⑴) 改革直後の昭和四六年度においては、卒業予定者のなか となりましょう。 す。この事実は、本文中の「推測」を裏付ける一つの傍証 出ましたが、四七年度以後は、それが数名に減っ て い を取得することができず、不本意ながら留年した者が から一八名もの「落第者」――つまり、卒業に必要な単位 ŧ
- (12) この問題に関連して、学生に対するアンケート調査 配布してほしい。それがあると、自分の学習計画もたてや りも、もっと詳しい講義予定・方針等を記したレジュメを に、「学期の始まる時に、現在配布されている講義要 綱 八年一月に実施したもので、質問項目w)の解 答 の ら ち すくなる」といった内容のものが九つ(回答総数一○九) 宛

  - (18) このうちには、民法第一部、第二部、第三部および民事 含まれています。これらの者を除いて計算してみると、そ 訴訟法第一部のいずれかについて不合格と判定された者も

「比率」は二四%になります。

数が少なく、やはり比較になじまないため、同じく当面の

分析対象から外しました。

たもの)であり、比較になじまないため、当面の分析対象 れるもの(もしくは、かつて非常勤講師によって展開され 科目に含まれますが、これらは非常勤講師によって展開さ

他に、国際私法および民事訴訟法第二部なども履修増の

から外しました。また、法史学第二部および第三部は標本

- (9) この問題に関連して、学生に対するアンケート調査 %、(1)「法学(もしくは政治学)を勉強して、よき社会人 程として法学部を選んだ理由」を尋ねたところ、は「法学 (もしくは政治学) を勉強するため」 と答えた者五○・六 (職業人)となるため」と答えた者三○・一%、ⓒ「よき社 八年一月に実施したもので、質問項日1-1)で、「専門課 命
- 15 14 同右、一四七—一四八頁。 国際法第一部、 民法第三部、 平均減少率とほぼ等しい減少率を示した科目とし 商法第一部および政治史

第二部などがあります。

13

本誌二四巻三号、一五四—一五五頁。

どありました。

だなんとなく」と答えた者六・六%という結果が示されま

会人(職業人)となるため」と答えた者三・○%、⊌「た

ろう、というように考えております。

- (21) 同右、一四八十一四九頁。(20) 本誌二四巻三号、一五六頁。
- 義と重なったため」と答えています。 名(七六・三%)のものが「時間割のうえで、法学部の講思ったが、聞けなかった」と答え、その理由として、四五. 思ったが、聞けなかった」と答え、その理由として、四五. ので、質問項目w)の結果によりますと、一六六名中、五. が生に対するアンケート調査(四八年一月に実施したも.
- (24) なお、カリキュラム改革の第三の意図、つまり「教官の(24) なお、カリキュラム改革の定義により、